

## 質問書に対する回答

件名) 東関東自動車道 物井高架橋(上り線) 塗替塗装工事

No.	質問事項	回答
1	土木工事積算基準 土木工事積算基準は令和3年度版が最新となっておりますが、入札までに改定の予定はありますでしょうか。改定があった場合、最新のものが適用されると考えてよろしいでしょうか。	積算に関する事項についてはお答えできません。
2	入札公告(説明書)5-4 低入札価格調査 低入札価格調査基準価格の算定率は令和元年7月1日に発表されたものが最新となっておりますが、入札までに改定の予定はありますでしょうか。改定があった場合、最新のものが適用されると考えてよろしいでしょうか。	改定の予定については、お答えできません。 適宜当社HPでご確認ください。
3	特記仕様書1-4 施工地域区分 断面交通量5,000台/日以上との記載がありますが、橋梁ごとの具体的な日当たり交通量をご教示ください。	交通量の開示はできません。 公表されている道路交通センサスよりご確認ください。
4	特記仕様書13-5-2 架空線等上空施設の確認等について (2)に記載の架空線等上空施設について電話通信管は東日本電信電話(株)が撤去することになっておりますが、その他の施設は条件等が保護となっております。保護に関する費用は協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書13-6に示す通り、架空線等上空施設の保護に関する費用は諸経費に含まれます。
5	特記仕様書21-4-3 支払 伸縮装置取替工において伸縮装置本体とは別に二重止水材および端部止水材の費用が計上されていると考えてよろしいでしょうか。その他見込んでいる材料があればご教示ください。	伸縮装置については、構造物施工管理要領Ⅱ-5-3の規定に適合する製品を使用することとし、必要な費用を計上してください。
6	特記仕様書21-5-4 材料 宮野木ランプ3号橋および物井高架橋は塗替塗装の塗装箇所が鈹桁と添接部に分かれておりますが、谷津橋の塗装箇所が分けられていない理由をご教示ください。	塗替塗装の仕様については、谷津橋を管理する佐倉市との協議により決定しております。
7	特記証書21-5-6 増し塗り 宮野木ランプ3号橋および物井高架橋は増し塗り塗装が必要となっておりますが、谷津橋において増し塗り塗装を必要としない理由をご教示ください。	塗替塗装の仕様については、谷津橋を管理する佐倉市との協議により決定しております。

8	<p>特記仕様書21-5-7 支払 塗装塗替において素地調整の前処理として行う、清掃・水洗いは必要でしょうか。また必要な場合、清掃・水洗いの費用は計上されておりますでしょうか。</p>	<p>素地調整の前処理として行う桁の清掃・水洗いは不要と判断しております。</p>
9	<p>特記仕様書21-6-1 事前調査 事前調査に要する費用は関連する契約単価に含む」と記載されていますが、コンクリート表面処理工の単価に別途、NEXCO土木工事積算基準にある「事前処理工」として費用が計上されていると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>積算に関する内容については、お答えできません。貴社でご判断のうえ、必要な費用を計上してください。</p>
10	<p>特記仕様書21-10-1 種別及び配置 単価表の項目における交通誘導警備員B1とは公共工事設計労務単価の「交通誘導警備員B」と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
11	<p>特記仕様書21-14-4 材料および施工 (1)素地調整 3) 素地調整に先立ち、支承周囲の…粉じん対策を講じなければならない。と記載がありますが粉塵対策に関する費用は支承防錆工の費用とは別に費用が計上されていると考えてよろしいでしょうか。含まれていない場合は協議の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>積算に関する内容については、お答えできません。貴社でご判断のうえ、必要な費用を計上してください。</p>
12	<p>特記仕様書21-17-7 支払い 高欄補修工の施工歩掛は見積を採用されているのでしょうか。</p>	<p>積算に関する内容については、お答えできません。貴社でご判断のうえ、必要な費用を計上してください。</p>
13	<p>図面63/79～64/79 二車線規制 I×1×0×1・A2(物)(夜) 二車線規制 I×1×0×1・A2(谷)(夜) 単価表の項目(I×1×0×1)から二車線規制は1テーパーと考えております。図面63/79～64/79において3車線中の2車線を規制する図面となっておりますが、図示の通りテーパーの数は1と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
14	<p>図面71/79～77/79 足場工(参考図) 宮野木ランプ3号橋および物井高架橋は桁高が1.5m以上ありますが中断足場が図示されておりません。桁高1.5m以上の場合には中断足場を見込んでいると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>参考図に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等であり、発注者が指定仮設物として指定したものの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。したがって、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。</p>

15	<p>図面71/79～72/79 宮野木ランプ3号橋 足場工(参考図) 図中に養生シート(3層)との記載があります。この3層の内訳は橋梁用足場工に含まれるシート張り防護工が1層、別途シート張り防護工が1層、剝離剤養生用のシート張り防護が1層、合計3層と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>参考図に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。したがって、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。</p>
16	<p>図面73/79～78/79 物井高架橋 足場工(参考図) 谷津橋 足場工(参考図) 図中にシステム足場+養生シートとの記載がありますが、養生シートは、橋梁用足場工に含まれるシート張り防護工が1層、別途シート張り防護工が1層、剝離剤養生用のシート張り防護が1層、合計3層と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>参考図に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。したがって、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。</p>